

○新規登録・更新を希望される皆様へ

新規登録の場合

- 被災宅地危険度判定士として新規登録を受けるためには、次のいずれかの資格に該当していることが求められます。

資格要件（秋田県被災宅地判定士登録要綱第3条 一部抜粋）

- ①宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチに該当する者（様式2にある「該当する資格要件」のア～クのいずれかに該当する者）
- ②国又は地方公共団体等の職員（職員であったものを含む）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
- ③国又は地方公共団体等の職員（職員であったものを含む）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者
- ④建築士法による二級建築士として、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者及び建設業法による土木、建築又は造園に関する一級施工管理技士の資格を有する者又は二級施工管理技士の資格を有し、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して5年以上の実務経験を有し、知事が認めた者

※資格要件が重なる場合は、どれか一つを選び申請してください。

【提出書類】

- ・様式1：被災宅地危険度判定士認定登録申請書（全員必須）
- ・様式2：資格要件申告書（様式1にある資格要件の①または④に該当する方）
選択した要件によっては、卒業証明証や資格の写しが必要になります。
- ・様式3：実務経験証明書
一部の方は、様式3の提出が不要になりますので、様式1の記載事項を確認してください。

更新の場合

【提出書類】

- ・様式7：被災宅地危険度判定士登録更新申請書
更新に係る要件については、受講できない方は「2.」を選択いただき、様式3の提出も併せてお願いいたします。
(様式3：実務経験証明書) ※受講できない場合のみ。上記新規登録の場合と同様。

※新規登録・更新ともに提出書類の記載にあたっては、各様式の記入上の注意を参照ください。提出書類にある個人情報、秋田県個人情報保護条例に基づき管理します。

※新規登録者・更新者ともに登録証作成のために「顔写真データ（6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景）」が必要になります。

データ送信先：satou-hiroshi-108@pref.akita.lg.jp